

第20回監視社会研究会（通算第38回研究会） 2012年2月27日

警察庁がすすめている監視カメラの政策の問題点

―「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」（日弁連）等をはじめとして―

武藤糾明さん（福岡県弁護士会）

第20回監視社会研究会において、武藤糾明弁護士から、日弁連の「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」（2012年1月19日付）と「警察が管理・設置する監視カメラに関する意見書」（同年1月20日付）について報告していただきました。武藤さんは、日弁連のなかで2004年から監視カメラの問題に取り組んでこられ、7年越しでやっと日弁連の「意見書」を出すことができた、その苦勞を語っておられました。

この間の監視カメラに対する立法提言についての日弁連としての取り組みを簡単に説明しますと、最初は2007年に日弁連の人権擁護大会のシンポ

ジウムで「監視社会について考える」という課題を取り上げ、その時に監視カメラの実態を調査したり、法規制が必要であるという提言をとりまとめました。その後、情報問題対策委員会を中心として他の関連委員会など監視カメラのワーキンググループを立ち上げ、検討を重ねてきました。その間、2009年には日弁連の機関誌である『自由と正義』で法制度の必要性を訴え、また2010年に人権擁護大会で監視カメラの問題で提言をしたということもありました。

今回の「意見書」が日弁連の理事会を通ることになったきっかけは、ひとつには警察庁が本格的に監視カメラを街頭に設置するという政策決定をしたことです。また、その過程で防犯カメ

ラの防犯効果がなかったことが明らかになったことです。実は、日弁連全体では、慎重意見もありました。しかし、あまり宣伝されていませんが警察庁自身がそのことを公表したことから、特に異論がないということで、監視カメラに関する二つの「意見書」が1月の理事会で承認されたわけです。

監視カメラの防犯効果はなかった

まずはじめに、2009年に警察庁が設置した「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」について、2010年の日弁連の人権擁護大会でその進め方に対して批判を加えたことを受けて、警察庁の方でも研究会の運び方に変更を加えたという経過がありますので、その点について簡単に触れておきます。

警察庁は、2009年6月に「街頭防犯カメラ研究会」を立ち上げ、いろいろな課題を整理し、それにもとづいて神奈川県、JR川崎駅東口地区に街頭防犯カメラを設置し、それによって防犯効果を検証するということを当初

打ち上げたわけです。当初の効果判定というのは、住民の安心感という主観的なものだけを指標にしておりまして、設置前と後とでどういう風に変わったのかというアンケートをとり、それを検討するだけで終わってしまいました。しかもそのアンケートというのがかなり誘導的なものであり、これでは客観的な効果判定にならず、こういう主観だけで効果判定をするというのは非科学的であるという批判を私たちは加えてきました。それを2010年の人権擁護大会の時に報告書でまとめたわけです。

おそらくそれを受けて、警察庁は、それまで行ってきた主観的なアンケートだけではなくて防犯カメラの設置前後における犯罪の認知件数の変化をきちんと客観的に検討しようという効果判定の方法を変えてきたといえます。このことは、犯罪発生件数の比較を加重転移指数(地理的な分析)を用いて検証する方法が警察庁のまとめで使われるようになったことから明らかです。すなわち、防犯カメラを設置した

地域での犯罪が減少した分、その周辺地域でそのまま増加しているという「犯罪の地理的転移」ということを彼らも認めたわけです。警察庁が昨年の9月に公表した「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会・最終とりまとめ」において、このことについて詳細に書いております。このような経過を見ると、日弁連がその調査手法について批判を加えた効果があったと思っております。

このような経過をふまえて、今回の日弁連の「意見書」では監視カメラ設置による防犯効果はなかったこと、その有用性について慎重な検討判断を行うべきである、との提言を行っております。

ます。また、2009年のイギリスの報告ですけど、ロンドンの1000台の街頭監視カメラで2008年の1年間であつた1件しか検挙していないということを用いつつ、いわゆる監視カメラの犯罪検挙効果も乏しいといえるということについても、「意見書」では明らかにしております。

監視カメラの設置は法律にもとづかなければならない

ところで、警察庁自身が出している「最終とりまとめ」という提言の中で、今後街頭防犯カメラは警察が指定した地域であればそこにつけていい、法律なしに警察が指定しただけでつけてい

警察がタクシー撮影画像を入手!

読売新聞(大阪版)3月9日付

東淀川署は8日、タクシー会社「田原興業大阪」(大阪府東淀川区)と、タクシーの走行状況を記録するドライブレコーダーに内蔵された小型カメラの映像の提供を受ける協定を結んだ。同署はハムビーピンクアイ包囲網Vと名付けて、ひったくりなど街頭犯罪捜査に活用する。

同社は、タクシー全460台にドライブレコーダーを接続し、情報を提供。同社の基盤局から各車のカーナビに情報を送り、運転手が客乗者らしい人物などを見つけた場合は、レコーダーの映像を提供するシステムを採用し、これらシステムを犯罪捜査に活用している。谷口副署長と協定書を交わした。田原興業社長は「地域の治安に少しでも貢献したい」と話していた。

映像撮影 協定活用 捜査に

東淀川署 柳台ドライブレコーダーから

い、と自分たちだけで決めてしまっているのです。法律は不要であるというとりまとめをしているのです。運用状況の監督については第三者の公安委員会がやるので適切になされるというようにとりまとめをしております。

それに対するものとして、日弁連の「意見書」においては、そもそも監視カメラの設置については法律にもとづかなければならないという大原則を指摘したうえで、公共の場所については、従来から京都府学連事件判決（最高裁判決 昭和44・12・24）、山谷地区テレビカメラ監視事件判決（東京高裁判決 昭和63・4・1）等で示されている厳格な基準にもとづいて、①犯罪多発地帯であることまたは将来犯罪が発生する高度の蓋然性が認められる場所であること、②監視カメラの設置により①で想定した犯罪を予防する効果が具体的に期待できること、③監視カメラを設置するよりもプライバシー権等の不利益が少ない他の手段がないこと、④公権力が設置主体となる場合には行政機関から独立した第三者機関との間で事前

に協議を行うこと、それ以外が設置主体となる場合には、設置後に第三者機関に対し届け出を行うこと、の4点が満たされなければ設置してはならないというかなり厳しいハードルを課しました。また民間の施設・店舗等については、設置者が画像データを自由自在に警察に提供しないことに力点をおいたものになっております。

そして設置が許される監視カメラは、顔画像など他のデータベースと自動的に照合して特定の個人を識別する機能、また不特定かつ多数の人の音声を収集できる場所において音声を録音する機能を有する装置を設置することを禁止する、としております。これについては、実はコンビニ店のファミリーマートでは人の会話を録音しているということもありますし、タクシーでは車内向けカメラがかなり普及し録音までしているということもありまして、こういう事態はかなり問題があり、表現の自由等を侵害する恐れがあるということを提言しております。

それと運用基準については、顔認識

識別システムを利用しないとか、大事なのは令状によらずに捜査機関に画像データの提供をしないということですが。もともと捜査方法にプライバシーの観点から限定を加えている刑法や憲法の考え方と相容れませんが、令状によるべきだということを明記しております。また、そういう画像については、被疑者側からのアクセスが保障されなければならないということも言うたっております。あとは、行政機関から独立した第三者機関がきちんと設置されなければならないということを含容にしております。

一応そういう形での「意見書」が、1月19日に日弁連の理事会で承認されまして、警察庁の方にも直接これを2月8日に持参して執行しました。もうひとつ、直接警察の政策に反対する「意見書」が1月20日付で同時に承認されました。私の報告は以上です。

【付記】 この二つの日弁連の「意見書」は日弁連のホームページにおいて掲載されています。